

神奈川県最低賃金の「答申」についての声明

2011年8月8日
神奈川県労働組合総連合
事務局長 山田浩文

8月5日、神奈川県最低賃金審議会は、地域最低賃金について、現行の最低賃金時間額から「18円」引き上げて「836円」とするよう「答申」を出しました。

東日本大震災の影響が神奈川県にも影響を与え、また、震災を口実として中央最低賃金審議会が超低額の「目安」を示したもとの、全国で最大の上げ幅となる「答申」を出したことは、一定評価できるものです。

神奈川県労連は、最低賃金時間額を1000円以上に引き上げることを求める「最賃裁判」にとりくみ、6月30日に第1次として50人が、8月3日にも第2次として18人の仲間が提訴しました。最賃裁判をはじめ、審議会の山場での4日連続の宣伝、ハンスト行動、審議会傍聴、署名、最賃体験運動など、1年を通じてさまざまな運動を進めてきたことが、審議会委員の背中を押し、全国一の引き上げ「答申」を出すことにつながったと確信するものです。

同時に、神奈川県労連として求めている「少なくとも時間額1000円以上」の水準には遠く及ばず、さらに、厚生労働省自らが試算した生活保護水準を「5円」下回り、最低賃金法違反の状態が続くことになったことは、重大な問題です。「836円」でも貧困やワーキングプアを解消することができないのは明らかです。時間額836円でフルタイム労働・月150時間働いても125,400円にしかありません。

神奈川県労連として、「答申」に対し異議申し立てを行い、少なくとも自らが認める違法状態を解消すること、「時間額1000円以上」にすることを求めていきます。

また、「最賃裁判」はこれから審理が始まりますが、低賃金で働く仲間の実情を社会的に訴え、厚生労働省の生活保護水準試算の5つのまやかしを法廷のなかで明らかにし、憲法や最低賃金法の趣旨である「少なくとも時間額1000円以上」の最低賃金の実現と、中小企業支援を強化するために、さらに運動を強化していきます。

憲法、労基法、最賃法は、すべての国民に人間らしく働き生きる権利、さらに基本的人権と幸福追求権を保障しています。私たちは、3.11大震災と東電福島原発大事故後の新たな情勢のなかで、憲法どおりの職場と社会をつくるのが特別に重要だと思えます。すべての県民との対話と共同を広げて、人間らしく生き働ける社会をつくるために引き続き奮闘する決意を込めて声明とします。

以上